



公有地造成護岸等整備事業の実施について（通知）

技術基準の種類: 例規
通知日: 平成10年4月20日

港 号 外
平成10年4月20日

倉吉土木事務所長 }
米子土木事務所長 } 様
鳥取港湾事務所長 }

港 湾 課 長
(公 印 省 略)

公有地造成護岸等整備事業の実施について（通知）

このことについて、別紙のとおり運輸省港湾局長から通知がありました。
については、今後の業務を適正に処理してください。

港 海 第 251 号
平成10年4月1日

鳥取県知事殿

運輸省港湾局長

公有地造成護岸等整備事業の実施について

標記については、昭和53年度から補助制度が創設され事業が実施されているが、今般、事業の採択基準等を明確化するため別紙のとおり公有地造成護岸等整備事業実施要領を定めたので通知する。
なお、貴管内の関係市町村については貴職より周知方取り図られたい

公有地造成護岸等整備事業実施要領

1. 目的

この要領は、地方公共団体の施行する公有地造成護岸等整備事業の適正な実施により国土の保全とともに、公共用地の計画的な造成の促進に資することを目的とする。

2. 定義

「公有地造成護岸等整備事業」とは、背後地が狭隘で沿岸海域の埋立によらなければ公共用地の確保が困難な場所において、海岸災害から国土を保全し、併せて地域の生活環境の改善に資する下水処理場、公園、学校用地等の公共用地の計画的な造成の促進を図るための護岸、根固、消波工等の海岸保全施設を設置する事業をいう。

3. 事業の採択方針

本事業は、次の要件を具備し、特に整備を必要とする箇所について採択する。

- (1) 沿岸海域の埋立によらなければ、公共用地の造成が困難な場所であること。
- (2) 造成の目的が下水処理場、公園、学校用地等の公共用地の確保であること。
- (3) 造成事業の実施者は地方公共団体であること。
- (4) 浚渫土、建設残土の受け入れを行うなど環境保全に配慮した造成事業であること。
- (5) 本事業に要する事業費が当該地区における国土保全のみを目的とした海岸保全施設の整備に要する事業費に対し1.5倍をこえないこと。
- (6) 総事業費は、以下のとおりとする。

| | |
|--------------|------------|
| 都道府県が行うもの | |
| 離島・奄美・北海道・沖縄 | 5,000万円以上 |
| その他 | 10,000万円以上 |
| 市町村が行うもの | 5,000万円以上 |

4. 国の補助

国は護岸、根固、消波工等の海岸保全施設の設置に必要な経費について、その4/10を補助する。